



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *25 和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則 (監察査察室)
- *26 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (市町村課)
- *27 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
- 312 古座川県立自然公園の指定 (環境生活総務課)
- 313 古座川県立自然公園の公園計画の決定 (")
- 314 古座川県立自然公園の特別地域の区域の指定 (")
- 315 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 316 平成19年和歌山県告示第647号(介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定)の一部変更 (長寿社会課)
- 317 平成19年和歌山県告示第648号(介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定)の一部変更 (")
- 318 平成19年和歌山県告示第798号(介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定)の一部変更 (")
- 319 平成19年和歌山県告示第799号(介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定)の一部変更 (")
- *320 平成20年和歌山県告示第361号(保健所使用料の決定)の一部改正 (医務課)
- 321 平成19年和歌山県告示第432号(海南市、紀美野町、紀の川市、有田川町、日高川町、新宮市及び串本町に係る農業振興地域の区域の変更等)の一部改正 (農林水産総務課)
- 322 川辺町周辺土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)
- 323 名田周辺土地改良区の定款変更の認可 (")
- 324 田辺都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課)
- 325 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 326 都市計画の変更 (都市政策課)

- 327 " (")
- 328 " (")
- 329 " (")
- 330 道路の位置の指定 (")
- 331 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)
- 332 " (")

○ 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

- *1 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課)

○ 訓令

- *10 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令 (監察査察室)
- *11 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 (")
- *12 和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令 (")
- *13 保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令 (医務課)
- *14 和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令 (公共建築課)

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 (")
- 紀の川中流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)
- " (")

○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)

○ 正誤

平成22年3月16日付け和歌山県報第2142号中

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県職員委員会規則(昭和30年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第5条中「監察査察室」を「監察査察課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成21年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年和歌山県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同表2の項中「第2条の表8の項（26）」を「第2条第1項の表8の項（28）」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 条例第2条第1項の表18の項（6）に規定する和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第31号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
(1) 規則第6条の規定による知事に提出すべき申請書の受理
(2) 規則第9条の規定による知事に提出すべき届書の受理

第2条の表4の項を削り、同表5の項中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同項を同表4の項とし、同表6の項中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「第2条の表」を「第2条第1項の表」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「第2条の表36の項（16）」を「第2条第1項の表37の項（16）」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項及び10の項を削り、同表11の項中「第2条の表41の項（12）」を「第2条第1項の表42の項（11）」に改め、同項を同表8の項とし、同表12の項中「第2条の表46の項（3）」を「第2条第1項の表49の項（3）」に改め、同項を同表9の項とし、同表13の項中「第2条の表47の項（18）」を「第2条第1項の表50の項（18）」に改め、同項を同表10の項とする。

第2条のうち第2条の表10の項及び11の項の改正規定中「10の項」を「9の項」に、「11の項」を「10の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第5条中「出納室（分室を除く。以下同じ。）」を「会計課」に改める。

第7条第1項、第12条及び第13条中「出納室」を「会計課」に改める。

第14条中「出納室長」を「会計課長」に改める。

別記第3号様式中「出納室長」を「会計課長」に改める。

別記第5号様式中「出納室長」を「会計課長」に、「出納室提出用」を「会計課提出用」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「出納室長」を「会計課長」に改める。

別記第8号様式の2中「出納から」を「会計課から」に改める。

別記第9号様式中「出納室長」を「会計課長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第312号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第5条第1項の規定に基づき、古座川^{こさがわ}県立自然公園を指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この県立自然公園の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局健康福祉部並びに当該公園区域の存する関係町に備え付けて縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県規則第27号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中「出納室長」を「会計課長」に改める。

1 区域

西牟婁郡白浜町竹垣内の一部
 西牟婁郡すさみ町佐本根倉及び佐本深谷の各一部
 東牟婁郡古座川町相瀬、一雨、洞尾、宇津木、潤野、大川、大柳、川口、蔵土、小川、小森川、佐田、下露、添野川、高瀬、田川、立合、立会川、月野瀬、鶴川、長追、中崎、成川、西赤木、西川、直見、平井、松根、真砂、三尾川、明神及び山手の各一部

2 区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第313号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第7条第1項の規定に基づき、古座川^{こさがわ}県立自然公園に関する公園計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局健康福祉部並びに当該公園区域の存する関係町に備え付けて縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別地域

(1) 第一種特別地域

東牟婁郡古座川町相瀬、蔵土、小川及び平井の各一部

(2) 第二種特別地域

西牟婁郡すさみ町佐本深谷

東牟婁郡古座川町相瀬、一雨、洞尾、宇津木、潤野、大川、大柳、川口、蔵土、小川、小森川、下露、添野川、高瀬、田川、立合、立会川、月野瀬、鶴川、長追、中崎、西赤木、西川、直見、平井、松根、真砂、三尾川、明神及び山手の各一部

(3) 第三種特別地域

西牟婁郡白浜町竹垣内の一部

東牟婁郡古座川町相瀬、一雨、洞尾、蔵土、小川、小森川、立会川、西川、平井及び山手の各一部

2 単独施設

種 類	位 置
園 地	東牟婁郡古座川町（平井）
園 地	東牟婁郡古座川町（一枚岩）
園 地	東牟婁郡古座川町（滝の拝）

3 道路

歩道

東牟婁郡古座川町（宇津木・県立自然公園境界）から同町（蔵土）まで

4 公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第314号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第13条第1項の規定に基づき、古座川^{こさがわ}県立自然公園の区域内に特別地域を指定したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地域の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局健康福祉部並びに当該公園区域の存する関係町に備え付けて縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域

西牟婁郡白浜町竹垣内の一部

西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部

東牟婁郡古座川町相瀬、一雨、洞尾、宇津木、潤野、大川、大柳、川口、蔵土、小川、小森川、下露、添野川、高瀬、田川、立合、立会川、月野瀬、鶴川、長追、中崎、西赤木、西川、直見、平井、松根、真砂、三尾川、明神及び山手の各一部

2 区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第315号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年5月12日まで縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年3月12日

2 名称

特定非営利活動法人ハーブ&ヘルス

3 代表者の氏名

棚野清貴

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡日高川町大字坂野川98番地

5 定款に記載された目的

この法人は、ハーブの持つさまざまな特性を活かし、和歌山県におけるハーブの拠点施設として、ハーブによる健康、環境、観光を対象としての新しい産業創造と、ハーブ文化の普及及び定着を図り、和歌山県民に対して健康な食生活のための情報発信と実践とに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第316号

平成19年和歌山県告示第647号(介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定)の一部を次のように変更する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中「平成24.4.30」を「平成25.4.30」に変更する。

和歌山県告示第317号

平成19年和歌山県告示第648号(介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定)の一部を次のように変更する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中「平成24.4.30」を「平成25.4.30」に変更する。

和歌山県告示第318号

平成19年和歌山県告示第798号(介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定)の一部を次のように変更する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中「平成24.5.31」を「平成25.5.31」に変更する。

和歌山県告示第319号

平成19年和歌山県告示第799号(介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定)の一部を次のように変更する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中「平成24.5.31」を「平成25.5.31」に変更する。

和歌山県告示第320号

平成20年和歌山県告示第361号(保健所使用料の決定)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所使用料の表中「220円」を「210円」に、「GOT」を「AST」に、「GPT」を「ALT」に、「1,0

90円」を「1,040円」に、「1,290円」を「1,230円」に、「80円」を「100円」に、「(1)顕

顕微鏡検査

「1件につき200円」を「(

1)顕微鏡検査

「1件につき320円」に、

「1,040円」を「1,120円」に、「550円」を

「530円」に改める。

和歌山県告示第321号

平成19年和歌山県告示第432号(海南市、紀美野町、紀の川市、有田川町、日高川町、新宮市及び串本町に係る農業振興地域の区域の変更等)の一部を次のように改正する。

なお、別図は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び東牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 告示中「関係振興局産業振興部農業振興課」を「関係振興局地域振興部農業振興課」に改める。
2 新宮地域に係る別図を別図のように改める。

和歌山県告示第322号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 退任した役員
職名 氏名 住所
理事 山本敏夫 日高郡日高川町大字千津川4935番地

和歌山県告示第323号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区

和歌山県告示第324号

田辺都市計画道路事業の事業計画については、平成22年3月15日付け国近整和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・4・5号元町新庄線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山市湊字浜ノ坪、字青岸ノ坪（地先公有水面を含む。）、

和歌山市西浜字中川向ヒノ坪、

和歌山市雑賀崎字泊り新開

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
上富田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上富田都市計画下水道事業 上富田町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成10年8月21日
至 平成29年3月31日
- 4 事業地
(1) 取用の部分
なし
(2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（1・4・1号第二阪和国道線、3・3・38号中平井線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原
追加した部分
和歌山県和歌山市中 字楠谷、字枇杷谷
栄谷字城谷、字高塚
平井字西谷
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称

和歌山県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
岩出都市計画道路（3・3・2号押川船戸線）
岩出都市計画道路（3・6・4号岩出駅畑毛線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県岩出市高瀬字若宮
宮 字宮ノ内

船戸字笑松、字船戸
西野字釘貫

3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画道路（3・6・5号齊前紀伊御坊天田橋線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県御坊市湯川町小松原字九原坪
湯川町財部 字深州、字北樋巻、
字岡之段、字南樋巻、
字藪田、字立野、字能田、
字北無栗、字中露、
字南無栗、字四ツ枝、
字北尻戸、字南尻戸
藪 字野間
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3065	橋本市高野口町名倉字城跡1042の一部、1043の一部、1045の一部、水路	橋本市山田549田中栄蔵	平成22.3.18	4.00 ） 4.25	59.28

和歌山県告示第331号

平成21年度光造形装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
光造形装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山市築港6丁目9番地の10
- 5 落札金額
57,708,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,748,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年12月4日

和歌山県告示第332号

平成21年度救助工作車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
救助工作車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
キンパイ商事株式会社
大阪府大阪市淀川区野中北2丁目2番6号
- 5 落札金額
70,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,350,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成21年12月11日

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和教委訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般

振興局

保健所

警察署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県教育委員会委員長 宮永健史

和歌山県警察本部長 永松健次

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程（平成11年和歌

和歌

山県訓令

山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

山県警察本部訓令

第3条第2項の表知事部局の項中「広報室」を「広報課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第10号

庁中一般

各地方機関

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令

和歌山県考査規程（昭和40年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に、「ただし」を「正し」に改める。

第3条中「総務部長」を「監察査察監及び総務部長」に改

める。

第4条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「総務部長」を「監察査察監又は総務部長」に、「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第5条第1項及び第2項中「総務部長」を「監察査察監及び総務部長」に改め、同条第3項中「総務部長」を「監察査察監又は総務部長」に改める。

第7条中「監察査察室」を「監察査察課及び人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁中一般

各地方機関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程（昭和42年和歌山県訓令第99号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」の次に「並びに退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する事項」を加える。

第2条中「評価」の次に「並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第57号）第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分」を加える。

第3条第5項中「監察査察室長」を「監察査察課長」に改める。

第7条中「監察査察室」を「監察査察課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁中一般

和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令

和歌山県監察査察規程（平成19年和歌山県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「監察査察室」を「監察査察課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令第13号

保健所

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令

保健所歳入事務取扱規程（昭和51年和歌山県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式（その1）中「GOT」を「AST」に、「GPT」を「ALT」に改める。

附則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県営繕工事施行事務規程（平成6年和歌山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「県土整備部都市住宅局住宅環境課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に改める。

第5条第1項中「昭和47年和歌山県訓令第16号」を「平成14年和歌山県訓令第21号」に改める。

別記第3号様式中「第29条」を「第33条」に改める。

附則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年4月21日以降無効とする。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県訓令第14号

庁中一般

各 かい

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第400356号	平成20年4月1日から 平成22年3月31日まで	橋本市恋野122 芋生孝治	紀北県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年4月21日以降無効とする。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
18リットル券	農業	4293390 ゝ 4293393	4枚	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	紀北県税事務所	平成21年4月21日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年3月30日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他

(1) に付随する業務を行うこと。

- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

正 誤

正 誤

平成22年3月16日付け和歌山県報第2142号中

ページ	段	誤	正
1	左	和歌山県規則第16号	和歌山県規則第10号